

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報  
【公表】

整理番号	43
契約番号	31農振財契第974号
件名	業務用温水高圧洗浄機の購入
納入場所	東京都青梅市新町6-7-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
概要	<p>○業務用温水高圧洗浄機 10台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源:三相 200V 50Hz</li> <li>・吐出水量:(最小)400ℓ/h以上、(最大)800ℓ/h以上</li> <li>・常用吐出圧力:(最小)3MPa以下、(最大)16MPa以上</li> <li>・ボイラー加熱温度:調整可能で、最大が100℃以上</li> <li>・洗浄剤タンク、湯水防止機能あり</li> </ul> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
納入期限	令和2年3月31日(火)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p>
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年12月26日(木) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団(東京都立川市富士見町3-8-1) 2階 セミナー室
希望申出期間	令和元年12月9日(月)から同月16日(月)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票【様式あり】(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し</p> <p>○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】上原</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a></p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅庁舎再編整備係【担当】井上・内藤</p> <p>住所 東京都青梅市新町6-7-1</p> <p>電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474</p>

# 仕 様 書

- 1 件 名 業務用温水高压洗浄機の購入
- 2 納入場所  
東京都青梅市新町六丁目7番1号  
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
- 3 購入物件 業務用温水高压洗浄機 10台
- 4 納入期限 令和2年3月31日
- 5 仕 様

## 規格・性能等

業務用温水高压洗浄機		
電源		三相 200V 50Hz
吐出水量	最小	400L/h 以上
	最大	800L/h 以上
常用吐出圧力	最小	3MPa 以下
	最大	16MPa 以上
ボイラー加熱温度		調整が可能で、最大が 100℃以上
洗浄剤タンク		あり
湯水防止機能		あり

- 6 支払い方法  
納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 7 その他
  - (1) 納品にかかる経費は、契約金額に含めること。
  - (2) 納品日を担当者と協議のうえで納品すること。
  - (3) 敷地内では、家畜伝染病予防のための防疫措置を実施している。防疫の内容は状況によって変更があるので担当者及び財団職員の指示に従うこと。
  - (4) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、次の事項を遵守すること。
    - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、環境確保条例という。)第 37 条の規定に基づき、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
    - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下、自動車NOx・PM法という。)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
    - ウ 環境確保条例第 34 条第 1 項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。  
（5）その他、本仕様に疑義が生じた場合又は特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。

8 連絡先及び担当者

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅庁舎再編整備係  
井上・内藤

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474